

平成 30 年度茨城県公立高等学校等奨学給付金（奨学のための給付金）支給要項

（趣旨）

第 1 条 茨城県教育委員会（以下「県教委」という。）は、公立高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部及び私立の高等学校等を除く。（以下「高等学校等」という。））の生徒等（法第 3 条に規定する受給権者（同条に規定する支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部及び私立の高等学校等である受給権者を除く。）以下「高校生等」という。）が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減し、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、予算の範囲内において茨城県公立高等学校等奨学給付金（奨学のための給付金（以下「給付金」という。））を支給するものとし、その支給については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（支給対象者等）

第 2 条 給付金の支給対象者及び支給対象経費は、次の表のとおりとする。

支給対象者	支給対象経費
<p>給付金は、当該年度の 7 月 1 日（以下「認定基準日」という。）において、次の各号の全てに該当する世帯の保護者等（法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。）に支給する。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助が措置されている世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）又は保護者等全員の当該年度の<u>道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯</u>（以下「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯」という。）であること。</p> <p>(2) 保護者等が茨城県の区域内に住所を有する者であること。</p> <p>(3) 高校生等が、原則として認定基準日に高等学校等の第 1 学年から第 3 学年まで（定時制又は通信制の高等学校の場合は第 4 学年まで）のいずれかの学年に在籍し、就学していること。</p> <p>(4) 高校生等が、法第 3 条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有していること又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象であること。ただし、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等（母子生活支援施設に入所する高校生等を除く。）であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合を除く。</p>	<p>授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA 会費、入学学用品費）</p> <p>※上記のうち、通信制高等学校在籍者は、修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費のみ、生活保護受給世帯は、修学旅行費のみ</p>

(給付金の支給額等)

第3条 給付金の額は、別表1に掲げる高校生等の属する世帯及び在籍する高等学校等の課程に応じ、該当する世帯区分及び課程区分に応じた額とする。

2 給付を受けることのできる回数は、全日制の高校生等一人につき、年1回、通算3回(定時制及び通信制の高校生一人につき年1回、通算4回)を上限とする。

ただし、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直し支援金)の補助対象となる者については、この回数に加えて年1回、通算2回まで給付することができる。

(給付金の受給申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする保護者等(以下「申請者」という。)は、別表2に掲げる必要書類により別に定める期日までに県教委に申請するものとする。

ただし、高校生等が茨城県の区域内に所在する高等学校等に在籍する場合は、在籍する学校の長(以下「学校長」という。)に別表2に掲げる書類により申請するものとする。

(給付金の支給の決定)

第5条 県教委又は学校長は、前条による申請に基づき、給付金の支給又は不支給の決定を行うものとする。ただし、学校長が決定する場合は、別に定める期日までに茨城県公立高等学校等奨学給付金支給決定結果一覧(様式3)を作成して県教委に提出し、県教委は、茨城県公立高等学校等奨学給付金支給決定確認結果一覧(様式4)を作成して学校長に通知し、支給又は不支給を確定するものとする。

2 県教委又は学校長は、申請者に対し、給付金の支給又は不支給について、茨城県公立高等学校等奨学給付金支給決定通知書(様式5)又は茨城県公立高等学校等奨学給付金不支給決定通知書(様式6)により通知するものとする。

(給付金の支給の方法)

第6条 県教委又は学校長は、前条第1項の規定による給付金の支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)に対し、給付金を支給する。ただし、給付金の受領について申請者から委任状(様式7)により委任を受けた学校長にあっては、高等学校等が申請者から徴収する授業料以外の学校徴収金等に充当することができる。

(給付金の支給の決定の取消し等)

第7条 県教委又は学校長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給の決定を取り消すものとする。

- (1) 給付金の支給を受けることを辞退したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により給付の決定を受けたとき。
- (3) その他給付金を支給することが適当でないと認めるとき。

2 学校長は、給付金の支給の決定を取り消す場合は、茨城県公立高等学校等奨学給付金支給決定取消結果一覧(様式9)を作成し県教委に提出し、県教委は茨城県公立高等学校等奨学給付金支給決定取消確認結果一覧(様式10)を作成し学校長に通知し、取消しを確定するものとする。

(給付金の支給の決定の取消し等の通知)

第8条 県教委又は県立学校長は、前条の規定による給付金の支給の決定の取消しを決定したときは、その旨を茨城県公立高等学校等奨学給付金支給決定取消通知書(様式11)により当該受給者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第9条 受給者は、前条の規定による給付金の支給の決定の取消しの通知を受けた場合において、既に給付金が支給されているときは、県教委の命ずるところにより、給付金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、県教委が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成30年7月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

世帯区分		課程区分	
		全日制・定時制	通信制
(1) 生活保護受給世帯		32,300円	32,300円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯	(2) 兄弟姉妹が高等学校等の通信制に在籍する世帯 ((1) の場合を除く)	129,700円	36,500円
	(3) 第1子の高校生等が在籍する世帯 ((1) 及び(2) の場合を除く)	80,800円	
	(4) 第2子以降の高校生等が在籍する世帯 ((1) ~ (3) の場合を除く) ※	129,700円	

※ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯において、「第2子以降の高校生等」とは、次のア又はイのいずれかに該当する高校生等をいう。

ア 高等学校等に在籍する高校生等のうち2人目以降の高校生等

イ 当該世帯に扶養されている高校生等以外に、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等

別表2 (第4条関係)

必要書類	別表1 (1) に該当	別表1 (2) 又は (3) に該当	別表1 (4) に該当
	生活保護(生業扶助)受給世帯	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割が非課税である世帯(第1子)	道府県民税所得額及び市町村民税所得割が非課税である世帯(第2子以降)
1 公立高等学校等奨学給付金受給申請書(様式1)	○	○	○
2 非課税証明書 (道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が0円と分かる書類等)	—	○	○
3 生活保護受給証明書	○※1	—	—
4 15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の健康保険証の写し	—	—	○
5 扶養申立書(様式8)	—	—	○※2
6 在学証明書(様式2) (高等専門学校及び県外公立高等学校等に在籍している高校生等に限る)	○	○	○
7 口座振替依頼書(様式12)	○	○	○
8 委任状(様式7) (茨城県の区域内に所在する公立高等学校等に在籍している高校生等の世帯の保護者で学校徴収金等への充当を希望する者に限る)	△※3	○	○

※1 生活保護受給証明書で「生業扶助」受給が確認できない場合は、生業扶助受給証明書(福祉事務所発行)(様式13)を提出。

※2 健康保険証等で扶養が確認できない場合は、扶養申立書(様式8)を提出。

※3 学校徴収金へ充当を希望できるのは、修学旅行費のみ。